

# 社労 think NEWS (併設 社労士家村事務所)

—平成 29 年 春の法改正号—



～事務所宣言～ 私たちは男女が  
ともに安心して子育てをし、仕事に打  
ち込める社会を目指します

〒101-0022

東京都千代田区神田練塀町73 プロミエ秋葉原701

TEL 03-3256-4864 FAX 03-3256-4865

E-mail: [k@iemura.jp](mailto:k@iemura.jp) URL: <http://www.hotsuru.jp>

## 平成 29 年春の主な法改正

### ○ 平成 29 年 3 月分(4 月納付分)から 40 都道府県で 健康保険料率改定 (カッコ内は被保険者)

- ・東京都 9.91% (4.955%)
- ・千葉県 9.89% (4.945%)
- ・埼玉県 9.87% (4.935%)
- ・神奈川県 9.93% (4.965%)
- ・栃木県 9.94% (4.970%) 変更なし
- ・茨城県 9.89% (4.945%)

### ○ 平成 29 年 3 月分(4 月納付分)から介護保険料率改 定

- ・全国一律 1.65% (0.825%)

### ○ 平成 29 年度子供子育て拠出金引き上げ 2⇒2.3/1000 に 4 月分(5 月納付分)から

### ○ 平成 29 年度雇用保険料率引き下げ 雇用保険料率が労働者負担・事業主負担ともに 1/1000 ずつ引き下げ。

(一般の事業の本人負担は3/1000へ)

事業所あてには、4/1000 で通知はがきが郵送されて  
いますが、現在参議院で改正法案が審議中です。年度  
内成立が見込まれます。

### ○ 年金額改定

昨年度から 0.1% の引き下げとなります。

また、給与と年金の調整の際の、支給停止調整変更額  
が47万から46万へ引き下げられます。

## 雇用保険の被保険者をチェック

○ すでにお知らせしたとおり、本年1月1日以降65歳以  
上の労働者についても「高年齢被保険者」として雇用保険  
の適用対象となりました。

65歳以上で雇用し、1月1日以降も継続して適用要件に  
該当する労働者を雇用している場合は、**3月31日までに**  
「雇用保険被保険者資格取得届」が必要です。

○ 昭和27年4月2日～昭和28年4月1日生まれの雇用  
保険の被保険者は、4月から雇用保険高齢免除対象者と  
なります。なお、高齢免除として保険料がかからないのは  
**平成31年度まで**です。

## 36協定の提出はお済みですか

○ 新年度のスタートにあたり、36協定(時間外労働及び  
休日労働に関する協定届)の提出はお済みでしょうか？  
残業の限度時間(1か月あたり45時間)を大きく超えるよう  
な特別条項による延長時間の取り決めについては、注意  
が必要と思われます。また、労働者の過半数を代表する  
者の選出も適正な方法で行うことが求められます。

## 新年度スタートにあたり

現在「働き方改革実現会議」で様々な問題が議論され  
ています。「同一労働同一賃金」「長時間労働の是正」  
「高齢者雇用」をはじめ、さまざまな論点があります。  
これからも「**むずかしいことをわかりやすく**」をモットーに  
皆様の疑問や質問に丁寧にお答えしたいと思っております。  
何かございましたら、遠慮なくお尋ねください。

お待ちしております。



# 社労 think NEWS (併設 社労士家村事務所)

—平成 29 年 初夏号—



～事務所宣言～ 私たちは男女が  
ともに安心して子育てをし、仕事に打  
ち込める社会を目指します

〒101-0022

東京都千代田区神田練堀町73 プロミエ秋葉原701

TEL 03-3256-4864 FAX 03-3256-4865

E-mail: [k@iemura.jp](mailto:k@iemura.jp) URL: <http://www.hotsuru.jp>

## 平成 29 年度年度更新

一般の事業所の労働保険年度更新に関する労働  
保険料（労災・雇用）の申告・納付期間は、  
6月1日から7月10日までとなっております。

平成28年度（平成28年4月～平成29年3月まで）の  
給与・賞与データの整理・準備をお願いします。

★留意すべき事項を紹介します。

### 【労働保険対象者の範囲】

ア) 派遣社員

労災・雇用保険とも派遣元の会社で申告する

イ) 出向者

労災保険の賃金の申告は、出向元で支払われて  
いる分も出向先に含める。雇用保険は生計を維持  
するのに必要な主たる賃金を受け取る会社で被保  
険者となる

ウ) 兼務役員

労働者としての「賃金」部分のみ含める、「役員報酬」  
は対象外

エ) 短時間労働者（パート・アルバイト）

労災は全て対象。雇用保険は、

① 31日以上雇用見込みがある

② 1週間当たりの所定労働時間が20時間以上で  
ある

上記二つの要件を満たせば対象

（昼間学生は除く。その他例外あり）

### 【雇用保険被保険者の適用拡大】

法改正に伴い、平成29. 1. 1以降高年齢被保険者  
（65歳以上）として資格取得した者については、  
資格取得日から3月31日までの賃金総額を計上  
するが保険料は免除

## 労働関係 注目テーマ

政府の働き方改革で、今後企業が最も取り組み  
を迫られるのは「労働時間管理の見直し」であると  
考えられます。企業には従業員の健康を確保し、仕事と  
家庭の両立を図りながら労働生産性を上げることが  
求められています。この見直しには、長時間労働是  
正に係る労働関係法規、人事評価制度、賃金制度  
等を含めて考えることが必要です。

また、有期労働契約が反復更新され通算5年を超  
えたときは、労働者の申し込みにより期間の定めのない  
労働契約に転換できる制度「無期転換制度」への  
対応も喫緊の課題といえます。平成 25 年 4 月 1 日以  
降に有期労働契約を締結し、継続勤務している当該  
制度の対象となる者の雇用状況がどのようになってい  
るのか、今のうちに雇用契約書等を確認しておきま  
しょう。今後は、正社員と無期転換した契約社員やパー  
トタイマー等の職務の内容や責任の程度について明  
確化しておくことも考える必要がありそうです。



ご不明な点は弊所までご相談ください。

## 東京大学大学院からの依頼でセミナーを実施

3月31日東京大学において、「政策評価型国民移転  
勘定の創成：少子高齢化対策の提案と評価に向けて」  
のプロジェクトで、メンバーである東京大学大学院教授  
をはじめとする先生方に講義させていただきました。  
詳しくは下記 HP をご覧ください。

<http://www.ichimura-lab.e.u-tokyo.ac.jp/info/event/>



# 社労 think NEWS (併設 社労士家村事務所)

—平成 29 年 夏号—



～事務所宣言～ 私たちは男女が  
ともに安心して子育てをし、仕事に打  
ち込める社会を目指します

〒101-0022

東京都千代田区神田練堀町73 プロミエ秋葉原701

TEL 03-3256-4864 FAX 03-3256-4865

E-mail: [k@iemura.jp](mailto:k@iemura.jp) URL: <http://www.hotsuru.jp>

## 最低賃金引上げ

中央最低賃金審議会は、2017年度の最低賃金の目安を決定しました。全国平均で時給を25円引き上げ848円にするほか、**東京都は26円引き上げて958円**としました。今後都道府県の審議会が地域別最低賃金を決め、10月をめどに改定される予定です。

## 長時間労働に対する監督指導

厚生労働省は長時間労働が疑われる事業場や長時間労働による過労死等に関する労災請求があった事業場を対象とした監督指導の結果について公表しました。

対象となった事業場のうち、66%で労働基準関係法違反がありました。主な違反事項別では、違法な時間外労働があったものが最も多く、その他賃金不払い残業や健康障害防止措置（労働安全衛生法による衛生委員会、健康診断、医師の面接指導等）がありました。長時間労働是正に向けた取り組みはますます強化されていきそうです。

## 障害者の法定雇用率引き上げ

平成30年4月1日から法定雇用率が以下のように変わります。

民間企業 現行2.0%→**2.2%**

これに伴い、対象となる事業主が現在の従業員50人以上から**45.5人以上**に変わります。また、その事業主には以下の義務があります。

- ・毎年6月1日時点の障害者雇用状況をハローワークに報告
- ・障害者雇用推進者を選任する（努力義務）

平成33年4月までにはさらに0.1%引き上げとなり、対象事業主が広がることが予定されています。

## 育児・介護休業法改正

平成29年10月1日施行の改正育児・介護休業法では保育所に入れられない場合など、2歳までの育児休業が取得可能となります。また延長した場合は、雇用保険の育児休業給付金も2歳までとなります。

育児休業等の制度を個別に周知するための措置や育児目的休暇の導入促進も努力義務化されます。

## その他

- ・8月からの年金受給資格加入期間の短縮措置（現行25年→10年）実施により、10月から支給が始まります。
- ・70歳以上の方の高額療養費の上限額が変わります。（平成29年8月診療分から）

## 無期転換制度への対応

有期労働契約が反復更新され通算5年を超えたときは、労働者の申し込みにより期間の定めのない労働契約に転換できる制度実施への対応は進んでいますか。対象者への説明や、転換する際の申し出の方法・手続き、無期転換者用の就業規則作成の要否等、**ご不明な点がありましたら、何なりと弊所までご相談ください。**



**弊所は8月10日(金)～15日(火)夏季休業とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。**

# 社労 think NEWS (併設 社労士家村事務所)

—平成 29 年 10 月—



～事務所宣言～ 私たちは男女が  
ともに安心して子育てをし、仕事に打  
ち込める社会を目指します

〒101-0022

東京都千代田区神田練塀町73 プロミエ秋葉原701

TEL 03-3256-4864 FAX 03-3256-4865

E-mail: [k@iemura.jp](mailto:k@iemura.jp) URL: <http://www.hotsuru.jp>

## 東京都の最低賃金 958 円に引き上げ

10月1日から、全国の地域別最低賃金が改定されます。関東地方の改定状況は以下の通りです。地域別最低賃金は正社員、パートタイマー、アルバイト、嘱託等、雇用形態に関係なく、原則、各都道府県内の事業場で働く**全ての労働者に適用されます**。性別、国籍、年齢の区別もありません。詳しくは弊所までご相談ください。

都道府県名	新最低賃金時間額 (引上げ幅)
東京都	958 円 (26 円 ↑)
茨城県	796 円 (25 円 ↑)
栃木県	800 円 (25 円 ↑)
埼玉県	871 円 (26 円 ↑)
千葉県	868 円 (26 円 ↑)
神奈川県	956 円 (26 円 ↑)

## 11 月は「過労死等防止啓発月間」です

厚生労働省は、11 月を「過労死等防止啓発月間」と定め過労死等をなくす為のキャンペーンの取組を行います。過労死を防止するには使用者の労働時間管理が不可欠です。以下に「労働時間の適正な把握の為に使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」を紹介いたします。

**ポイント:** 使用者は労働時間を適正に把握する責務があること

**労働時間とは:** 使用者の指揮命令下に置かれている時間、使用者の明示又は黙示の指示により労働者が業務に従事する時間。参加することが業務上義務付けられている研修・教育訓練の受講も労働時間に該当。

**講ずべき措置:** 労働日ごとの始業・終業時刻を確認適正に記録すること。

○タイムカード・ICカード、パソコンの使用時間の記録等にて適正に記録

○やむを得ず自己申告制で把握する場合は運用等ガイドラインに基づく措置等について十分な説明を実施

○賃金台帳(労働日数・労働時間数・休日、時間外、深夜労働時間数)を適正に記入

## 厚生年金保険料率が変わります

平成 29 年 9 月分(10 月 31 日納付期限分)からの厚生年金保険料率は以下の通りです。

	一般
現行	18.182%
変更後	18.300%

## 今年度の健診は実施済みですか？

病気の予防・早期発見のためにも、健診の実施を義務付けましょう！ 定期健康診断(労働安全衛生規則第 44 条)

◎既往歴および業務歴の調査 ◎自覚症状及び他覚症状の有無の検査 ◎体重・視力 ◎尿検査

●身長(20 歳以上省略) ●聴力(45 歳未満省略 35.40 歳除く) ●腹囲・血圧測定・貧血検査・肝機能検査・血中脂質検査・血糖検査・心電図(40 歳未満省略 35 歳除く)

●胸部エックス線検査及びかくたん検査(40 歳未満省略 5 歳ごとの節目の年の方除く)

## 年金受給者振替加算未払い問題について

日本年金機構において、振替加算が適正に支給されていなかった事案が発生しました。未払いになっているお客様には本年 11 月上旬にお知らせを送付後、11 月 15 日に支給されます。ご不明な点等ございましたら、弊所までご相談ください。



# 社労 think NEWS (併設 社労士家村事務所)



～事務所宣言～ 私たちは男女が  
ともに安心して子育てをし、仕事に打  
ち込める社会を目指します

〒101-0022

東京都千代田区神田練塀町73 プロミエ秋葉原701

TEL 03-3256-4864 FAX 03-3256-4865

E-mail: [k@iemura.jp](mailto:k@iemura.jp) URL: <http://www.hotsuru.jp>

## 平成 30 年以降の配偶者控除及び 配偶者特別控除の取扱いが変わります

●配偶者給与収入が 103 万円～141 万円を 150 万円までに引上げて控除を拡大

●1,220 万円(所得金額 1,000 万円)を超える場合は配偶者特別控除が受けられません。

※ 平成 30 年 1 月支給の給与(賞与)から影響してきます。制度改正で「扶養控除等申告書」の様式で次のことが変わります。

「源泉控除対象配偶者」:合計所得金額が 900 万円以下の社員と生計を一にする配偶者で、その配偶者の合計所得金額が 85 万円以下の人

「同一生計配偶者(現行の控除対象配偶者と同様)」社員と生計を一にする配偶者で、その配偶者の合計所得金額 38 万円以下の人

ご不明な点がございましたら弊所までご連絡ください。

## 確定拠出年金制度改正 (H30. 1. 1 改正)

確定拠出年金掛金は、月単位で拠出することとされていましたが、年単位での拠出もできるようになりました。平成 30 年 1 月からは当年 12 月～翌年 11 月までの範囲で複数月分をまとめて拠出することや、1 年間分まとめて拠出することが可能。(納付は 1 月～12 月まで行うこと)ボーナス月にまとめて掛金を納付するなどの、加入者のニーズに合った納付が可能となります。

労働者の募集や求人申込みの制度  
が変わります (職業安定法改正 H30. 1. 1)

最低限明示しなければならない労働条件のポイント  
労働者の募集や求人申込みの際、改正前の事項の他  
今回改正により以下事項も書面の交付によって明示しな  
ければならないことになりました。

●試用期間●時間外労働:裁量労働制を採用している場合は「企画業務型裁量労働制により〇〇時間働いたものとみなされます。」の記載が必要

●賃金:時間外労働の有無に関わらず一定の手当を支給する制度(いわゆる「固定残業代」)を採用する場合は記載が必要

●募集者の氏名又は名称●派遣労働者として雇用する場合:雇用形態を記載

## マイナンバーの確認のお願い

日本年金機構より、マイナンバーの確認ができない被保険者について 12 月中旬に事業所宛お知らせ予定となっております。

## 定年後再雇用者等有期雇用特別措置法

- ①高度な専門的知識等を有する有期雇用労働者
- ②定年後引き続き雇用される有期雇用労働者(継続雇用の高齢者)

上記の労働者が、その能力を有効に発揮できるよう、事業主がその特性に応じた適正な雇用管理を実施する場合一定期間については、無期申込権が発生しないこととなります。労働基準監督署へ届出が必要です。

事務所年末年始のご案内

年末年始休業期間 12月29日～1月4日